

自家用発電設備等に係る点検済証取扱規則

制定 令和 2 年 1 2 月 1 6 日

(目 的)

第 1 条 この規則は、自家用発電設備に係る専門技術者資格制度規程細則（以下「規程細則」という。）第 4 条第 1 項第 3 号で定める一般社団法人日本内燃力発電設備協会（以下「協会」という。）の発行する点検済証について、その取扱い、交付等に関する必要事項を定めることにより、点検済証の適正な交付、管理等を行うことを目的とする。

(点検済証の種類等)

第 2 条 点検済証とは、適正に点検が行われた自家用発電設備又は可搬形発電設備に、点検済であることを表示するため貼付するラベルをいう。

2 点検済証の種類は、自家用発電設備点検済証及び可搬形発電設備点検済証の区分に応じた次のものとする。

区 分	自家用発電設備点検済証		可搬形発電設備点検済証
種 類	半年点検	一年点検	一年点検

3 点検済証の様式は、別に定めるところによる。

(点検済証の種類に係る点検業務)

第 3 条 点検済証の種類に係る点検業務は、次のとおりとする。

(1) 自家用発電設備点検済証に係る点検業務

- ① 半年点検に係る点検業務は、自家用発電設備に係る法令点検（※1）及び自主点検（※2）において 6 か月ごとに実施するものをいう。
- ② 一年点検に係る点検業務は、自家用発電設備に係る法令点検（※1）及び自主点検（※2）において一年ごとに実施するものをいう。

(2) 可搬形発電設備点検済証に係る点検業務

点検業務は、可搬形発電設備に係る電気事業法による保安規程及び自主点検（※3）により一年ごとに実施するものをいう。

※1. 消防法、建築基準法による法令点検及び電気事業法の保安規程に基づく点検をいう。

※2. NEGAG701「非常用自家発電設備保全基準」に基づく点検等をいう。

※3. 可搬形発電設備保全基準（自家用発電設備講習テキスト（可搬形発電設備編））に基づく点検等をいう。

(点検済証の交付)

第 4 条 自家用発電設備点検済証の交付は、次に掲げるいずれの要件にも該当する者又はその者が所属する法人に対して行う。

- (1) 自家用発電設備専門技術者の保全部門の資格を有していること。
- (2) 前条の(1)で定める点検業務を行うために必要な機器工具類を有していること。

2 可搬形発電設備点検済証の交付は、次に掲げるいずれの要件にも該当する者又はその者が所属する法人に対して行う。

(1) 可搬形発電設備専門技術者の保全部門の資格を有していること。

なお、自家用発電設備専門技術者の保全部門の資格を有している者にも交付できるものとする。

(2) 前条の(2)で定める点検業務を行うために必要な機器工具類を有していること。

3 点検済証の交付を受けようとする者は、自家用発電設備点検済証は様式第1の「自家用発電設備点検済証交付申請書」、可搬形発電設備点検済証は様式第2の「可搬形発電設備点検済証交付申請書」に、それぞれ第7条で定める申請料を添えて、一般社団法人日本内燃力発電設備協会会長に申請するものとする。

(点検済証の貼付)

第5条 点検済証は、前条で定める自家用発電設備専門技術者又は可搬形発電設備専門技術者が、第3条で定める点検業務を適正に実施した後、当該発電設備に貼付する。ただし、点検の結果、当該発電設備に不具合等がある場合は、改善が図られるまでの間、点検済証は貼付しないものとする。

(点検済証の管理)

第6条 協会は、点検済証の交付状況(交付を受けた者、交付日及び交付枚数等)について、様式第3の「自家用発電設備(可搬形発電設備)点検済証交付台帳」より管理する。

2 点検済証の交付を受けた者は、点検実施後の点検済証の貼付状況(貼付日、貼付設備等)について、様式第4の「自家用発電設備点検済証貼付台帳」又は様式第5の「可搬形発電設備点検済証貼付台帳」等により管理する。

3 協会は、点検済証の適正な管理を行うため、必要に応じ前項の貼付状況について報告を求めることができる。

(申請料)

第7条 点検済証の申込料は、1枚につき次のとおりとする。

点検済証の種類	申請料(税抜き)
自家用発電設備点検済証	100円
可搬形発電設備点検済証	400円

(点検済証の交付停止)

第8条 協会は、点検済証の交付を受けた者がこの点検済証取扱規則に反したと認めるときは、当該点検済証の交付を停止することができる。

(事故責任の帰属)

第9条 点検済証の貼付後に発生した自家用発電設備又は可搬形発電設備の不具合、事故等について、その処理及び損害賠償等の責務は、当該発電設備の点検者(点検を行う者)と設置者等(設置者、所有者又は運用を行う者であって責任を有する者)との協議による。

(その他の事項)

第10条 この規則の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、会長が行う。

附 則

本規則は、令和3年4月1日から施行する。